

原子力損害賠償支援機構法の一部を改正する法律案 新旧対照条文

(新旧対照条文一覧)

○原子力損害賠償支援機構法(平成二十三年法律第九十四号)・・・・・・・・・・・・・・・・	1
○国立国会図書館法(昭和二十三年法律第五号)【附則第四条関係】・・・・・・・・	11
○行政事件訴訟法(昭和三十七年法律第三百三十九号)【附則第四条関係】・・	12
○所得税法(昭和四十年法律第三十三号)【附則第四条関係】・・・・・・・・・・	13
○法人税法(昭和四十年法律第三十四号)【附則第四条関係】・・・・・・・・・・	14
○消費税法(昭和六十三年法律第八号)【附則第四条関係】・・・・・・・・・・	15
○独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律(平成十三年法律第四百十号)【附則第四条関係】	16
○独立行政法人等の保有する個人情報に関する法律(平成十五年法律第五十九号)【附則第四条関係】	17
○公文書等の管理に関する法律(平成二十一年法律第六十六号)【附則第四条関係】	18
○地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)【附則第五条関係】・・・・・・・・	19
○特別会計に関する法律(平成十九年法律第二十三号)【附則第六条関係】・・	21

原子力損害賠償支援機構法の一部を改正する法律案 新旧対照条文
 ○原子力損害賠償支援機構法（平成二十三年法律第九十四号）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>原子力損害賠償・廃炉等支援機構法</p> <p>目次</p> <p>第一章・第二章（略）</p> <p>第三章 運営委員会及び廃炉等技術委員会</p> <p>第一節 運営委員会（第十四条―第二十二條）</p> <p>第二節 廃炉等技術委員会（第二十二條の二―第二十二條の七）</p> <p>第四章（略）</p> <p>第五章 業務</p> <p>第一節 第三節（略）</p> <p>第四節 損害賠償の円滑な実施等に資するための相談その他の業務（第五十三條―第五十五條の二）</p> <p>第六章 第九章（略）</p> <p>附則</p> <p>（目的）</p> <p>第一条 原子力損害賠償・廃炉等支援機構は、原子力損害の賠償に関する法律（昭和三十六年法律第四百七号。以下「賠償法」という。）第三条の規定により原子力事業者（第三十八條第一項に規定する原子力事業者をいう。以下この条及び第三十七條において同じ。）が賠償の責めに任ずべき額が賠償法第七條第一項に規定する賠償措置額（第四十一條第一項において単に「賠償措置額」という。）を超える原子力損害（賠償法第二条</p>	<p>原子力損害賠償支援機構法</p> <p>目次</p> <p>第一章・第二章（略）</p> <p>第三章 運営委員会（第十四条―第二十二條）</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p> <p>第四章（略）</p> <p>第五章 業務</p> <p>第一節 第三節（略）</p> <p>第四節 損害賠償の円滑な実施に資するための相談その他の業務（第五十三條―第五十五條）</p> <p>第六章 第九章（略）</p> <p>附則</p> <p>（目的）</p> <p>第一条 原子力損害賠償支援機構は、原子力損害の賠償に関する法律（昭和三十六年法律第四百七号。以下「賠償法」という。）第三条の規定により原子力事業者（第三十八條第一項に規定する原子力事業者をいう。第三十七條において同じ。）が賠償の責めに任ずべき額が賠償法第七條第一項に規定する賠償措置額（第四十一條第一項において単に「賠償措置額」という。）を超える原子力損害（賠償法第二条第二項に規定する原子力</p>

第二項に規定する原子力損害をいう。以下同じ。)が生じた場合において、当該原子力事業者が損害を賠償するために必要な資金の交付その他の業務を行うことにより、原子力損害の賠償の迅速かつ適切な実施及び電気の安定供給その他の原子炉の運転等(第三十八条第一項に規定する原子炉の運転等をいう。)に係る事業の円滑な運営の確保を図るとともに、原子力事業者が設置した発電用原子炉施設(核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(昭和三十二年法律第百六十六号。以下「原子炉等規制法」という。)第四十三条の三の五第二項第五号に規定する発電用原子炉施設をいう。以下この条において同じ。)(又は実用再処理施設(第三十八条第一項第二号に規定する実用再処理施設をいう。以下この条において同じ。))が原子炉等規制法第六十四条の二第一項の規定により特定原子力施設として指定された場合において、当該原子力事業者が廃炉等(当該指定に係る発電用原子炉施設に係る実用発電用原子炉(第三十八条第一項第一号に規定する実用発電用原子炉をいう。)(の廃止(放射性物質によって汚染された水に係る措置を含む。)(又は当該指定に係る実用再処理施設に係る再処理(原子炉等規制法第二条第十項に規定する再処理をいう。第三十八条第一項第二号において同じ。))の事業の廃止をいう。以下同じ。))を実施するために必要な技術に関する研究及び開発、助言、指導及び勧告その他の業務を行うことにより、廃炉等の適正かつ着実な実施の確保を図り、もって国民生活の安定向上及び国民経済の健全な発展に資することを目的とする。

(国の責務)

第二条 国は、これまで原子力政策を推進してきたことに伴う社会的な責任を負っていることに鑑み、原子力損害賠償・廃炉等

損害をいう。以下同じ。)が生じた場合において、当該原子力事業者が損害を賠償するために必要な資金の交付その他の業務を行うことにより、原子力損害の賠償の迅速かつ適切な実施及び電気の安定供給その他の原子炉の運転等(第三十八条第一項に規定する原子炉の運転等をいう。)に係る事業の円滑な運営の確保を図り、もって国民生活の安定向上及び国民経済の健全な発展に資することを目的とする。

(国の責務)

第二条 国は、これまで原子力政策を推進してきたことに伴う社会的な責任を負っていることに鑑み、原子力損害賠償支援機構

支援機構が前条の目的を達することができるよう、万全の措置を講ずるものとする。

2 国は、廃炉等に関し前項の措置を講ずるに当たっては、放射性物質によって汚染された水による環境への悪影響の防止その他の環境の保全について特に配慮しなければならない。

(法人格)

第三条 原子力損害賠償・廃炉等支援機構（以下「機構」という。）は、法人とする。

(名称)

第六条 機構は、その名称中に原子力損害賠償・廃炉等支援機構という文字を用いなければならない。

2 機構でない者は、その名称中に原子力損害賠償・廃炉等支援機構という文字を用いてはならない。

(定款の作成等)

第十条 (略)

2 前項の定款には、次の事項を記載しなければならない。

一 四 (略)

五 運営委員会及び廃炉等技術委員会に関する事項

六 十 (略)

第三章 運営委員会及び廃炉等技術委員会

第一節 運営委員会

第十四条 (略)

が前条の目的を達することができるよう、万全の措置を講ずるものとする。

(新設)

(法人格)

第三条 原子力損害賠償支援機構（以下「機構」という。）は、法人とする。

(名称)

第六条 機構は、その名称中に原子力損害賠償支援機構という文字を用いなければならない。

2 機構でない者は、その名称中に原子力損害賠償支援機構という文字を用いてはならない。

(定款の作成等)

第十条 (略)

2 前項の定款には、次の事項を記載しなければならない。

一 四 (略)

五 運営委員会に関する事項

六 十 (略)

第三章 運営委員会

(新設)

第十四条 (略)

(組織)

第十六条 運営委員会は、委員十人以内並びに機構の理事長、副理事長及び理事をもって組織する。

2～4 (略)

(議決の方法)

第二十条 運営委員会は、委員長又は第十六条第四項に規定する委員長の職務を代理する者のほか、委員並びに機構の理事長、副理事長及び理事の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決をすることができない。

2 運営委員会の議事は、出席した委員並びに機構の理事長、副理事長及び理事の過半数をもって決する。可否同数のときは、委員長が決する。

(委員の地位)

第二十二条 (略)

第二節 廃炉等技術委員会

(設置)

第二十二条の二 機構に、廃炉等技術委員会を置く。

(権限)

第二十二条の三 この法律で別に定めるもののほか、次に掲げる事項は、廃炉等技術委員会の議決を経なければならない。

一 廃炉等を実施するために必要な技術に関する研究及び開発に関する業務を実施するための方針(第三十六条の二において)

(組織)

第十六条 運営委員会は、委員八人以内並びに機構の理事長及び理事をもって組織する。

2～4 (略)

(議決の方法)

第二十条 運営委員会は、委員長又は第十六条第四項に規定する委員長の職務を代理する者のほか、委員並びに機構の理事長及び理事の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決をすることができない。

2 運営委員会の議事は、出席した委員並びに機構の理事長及び理事の過半数をもって決する。可否同数のときは、委員長が決する。

(委員の地位)

第二十二条 (略)

(新設)

(新設)

(新設)

て「廃炉等技術研究開発業務実施方針」という。）の作成又は変更

二 その他廃炉等技術委員会が特に必要と認める事項

(組織)

第二十二條の四 廃炉等技術委員会は、委員八人以内及び機構の役員（監事を除く。）のうちから理事長が指名する者四人以内をもって組織する。

2 廃炉等技術委員会に委員長一人を置き、委員のうちから、委員の互選によってこれを定める。

3 委員長は、廃炉等技術委員会の会務を総理する。

4 廃炉等技術委員会は、あらかじめ、委員のうちから、委員長に事故がある場合に委員長の職務を代理する者を定めておかなければならない。

(委員の任命)

第二十二條の五 委員は、原子力工学、土木工学その他の廃炉等を実施するために必要な技術に関して専門的な知識と経験を有する者のうちから、機構の理事長が主務大臣の認可を受けて任命する。

(議決の方法)

第二十二條の六 廃炉等技術委員会は、委員長又は第二十二條の四第四項に規定する委員長の職務を代理する者のほか、委員及び同条第一項の規定により指名された者の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決をすることができない。

2 廃炉等技術委員会の議事は、出席した委員及び第二十二條の四第一項の規定により指名された者の過半数をもって決する。

(新設)

(新設)

(新設)

可否同数のときは、委員長が決する。

(準用)

第二十二條の七 第十八條、第十九條、第二十一條及び第二十二條の規定は、廃炉等技術委員会の委員について準用する。

(役員)

第二十三條 機構に、役員として理事長一人、副理事長一人、理事六人以内及び監事一人を置く。

(役員の職務及び権限)

第二十四條 (略)

2 | 副理事長は、理事長の定めるところにより、機構を代表し、理事長を補佐して機構の業務を掌理し、理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長が欠員のときはその職務を行う。

3 | 理事は、理事長の定めるところにより、機構を代表し、理事長及び副理事長を補佐して機構の業務を掌理し、理事長及び副理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長及び副理事長が欠員のときはその職務を行う。

4・5 | (略)

(役員任命)

第二十五條 (略)

2 | 副理事長及び理事は、理事長が主務大臣の認可を受けて任命する。

(監事の兼職禁止)

(新設)

(役員)

第二十三條 機構に、役員として理事長一人、理事四人以内及び監事一人を置く。

(役員職務及び権限)

第二十四條 (略)

(新設)

2 | 理事は、理事長の定めるところにより、機構を代表し、理事長を補佐して機構の業務を掌理し、理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長が欠員のときはその職務を行う。

3・4 | (略)

(役員任命)

第二十五條 (略)

2 | 理事は、理事長が主務大臣の認可を受けて任命する。

(監事の兼職禁止)

第三十条 監事は、理事長、副理事長、理事、運営委員会の委員、廃炉等技術委員会の委員又は機構の職員を兼ねてはならない。

(代表権の制限)

第三十一条 機構と理事長、副理事長又は理事との利益が相反する事項については、これらの者は、代表権を有しない。この場合においては、監事が機構を代表する。

(業務の範囲)

第三十五条 機構は、第一条の目的を達成するため、次の業務を行う。

一 三 (略)

四 廃炉等を実施するために必要な技術に関する研究及び開発

五 廃炉等の適正かつ着実な実施の確保を図るための助言、指導及び勧告

六 廃炉等に関する情報の提供

七 前各号に掲げる業務に附帯する業務

(報告)

第三十五条の二 機構は、毎事業年度、主務省令で定めるところにより、廃炉等を実施するために必要な技術に関する研究及び開発の内容及び成果、助言、指導及び勧告の内容その他の廃炉等に係る業務の実施の状況について主務大臣に報告しなければならない。

2 主務大臣は、前項の報告を受けたときは、速やかに、これを公表しなければならない。

第三十条 監事は、理事長、理事、運営委員会の委員又は機構の職員を兼ねてはならない。

(代表権の制限)

第三十一条 機構と理事長又は理事との利益が相反する事項については、これらの者は、代表権を有しない。この場合においては、監事が機構を代表する。

(業務の範囲)

第三十五条 機構は、第一条の目的を達成するため、次の業務を行う。

一 三 (略)

(新設)

(新設)

(新設)

四 前三号に掲げる業務に附帯する業務

(新設)

(廃炉等技術研究開発業務実施方針)

第三十六条の二 機構は、廃炉等技術研究開発業務実施方針を定めなければならない。

2 機構は、廃炉等技術研究開発業務実施方針を定めようとするときは、主務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

(負担金の納付)

第三十八条 (略)

一 実用発電用原子炉(原子炉等規制法第四十三条の四第一項に規定する実用発電用原子炉をいう。次号において同じ。)に係る原子炉等規制法第四十三条の三の五第一項の許可を受けた者

二 実用再処理施設(原子炉等規制法第四十四条第二項第二号に規定する再処理施設のうち実用発電用原子炉において燃料として使用した核燃料物質(原子力基本法(昭和三十年法律第八十六号)第三条第二項に規定する核燃料物質をいう。以下「核燃料物質」という。))に係る再処理を行うものとして政令で定めるものをいう。
()に係る原子炉等規制法第四十四条第一項の指定を受けた者

2 4 (略)

(資金援助の申込み)

第四十一条 (略)

3 廃炉等を実施する原子力事業者が第一項の規定による申込み

(新設)

(負担金の納付)

第三十八条 (略)

一 実用発電用原子炉(核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(昭和三十三年法律第六十六号。以下この号及び次号において「原子炉等規制法」という。))第四十三条の四第一項に規定する実用発電用原子炉をいう。次号において同じ。)に係る原子炉等規制法第四十三条の三の五第一項の許可を受けた者

二 実用再処理施設(原子炉等規制法第四十四条第二項第二号に規定する再処理施設のうち実用発電用原子炉において燃料として使用した核燃料物質(原子力基本法(昭和三十年法律第八十六号)第三条第二号に規定する核燃料物質をいう。以下「核燃料物質」という。))に係る再処理(原子炉等規制法第二条第十項に規定する再処理をいう。)を行うものとして政令で定めるものをいう。
()に係る原子炉等規制法第四十四条第一項の指定を受けた者

2 4 (略)

(資金援助の申込み)

第四十一条 (略)

2 (新設)

を行う場合には、前項の書類のほか、次に掲げる事項を記載した書類を提出しなければならない。

- 一 廃炉等の実施の状況
- 二 廃炉等の実施に必要な経費の見通し及び廃炉等を適正かつ着実に実施するための体制の整備に関する事項

(資金援助の内容等の変更)

第四十三条 (略)

- 2 前項の申込みを行う原子力事業者は、機構に対し、第四十一条第二項各号に掲げる事項(当該原子力事業者が廃炉等を実施する場合には、当該事項及び同条第三項各号に掲げる事項)を記載した書類を提出しなければならない。

3・4 (略)

(特別事業計画の認定)

第四十五条 (略)

- 2 特別事業計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。
 - い。

- 一 第四十一条第二項第一号、第二号及び第四号に掲げる事項(原子力事業者が廃炉等を実施する場合には、当該事項及び同条第三項各号に掲げる事項)

二〇八 (略)

3〇6 (略)

第四節 損害賠償の円滑な実施等に資するための相談その他の業務

(機構による廃炉等の実施)

- (資金援助の内容等の変更)
- #### 第四十三条 (略)
- 2 前項の申込みを行う原子力事業者は、機構に対し、第四十一条第二項各号に掲げる事項を記載した書類を提出しなければならない。

3・4 (略)

(特別事業計画の認定)

第四十五条 (略)

- 2 特別事業計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。
 - い。

- 一 第四十一条第二項第一号、第二号及び第四号に掲げる事項

二〇八 (略)

3〇6 (略)

第四節 損害賠償の円滑な実施に資するための相談その他の業務

第五十五条の二 機構は、廃炉等技術委員会の議決を経て、廃炉等を実施する原子力事業者の委託を受けて、当該原子力事業者に係る廃炉等の一部を実施することができる。

(利益及び損失の処理)

第五十九条 (略)

2 (略)

3 機構は、予算をもって定める額に限り、第一項の規定による積立金を第三十五条第二号から第六号までに掲げる業務に要する費用に充てることができる。

4・5 (略)

(借入金及び原子力損害賠償・廃炉等支援機構債)

第六十条 機構は、主務大臣の認可を受けて、金融機関その他の者から資金の借入れ(借換えを含む。)をし、又は原子力損害賠償・廃炉等支援機構債(以下「機構債」という。)の発行(機構債の借換えのための発行を含む。)をすることができる。この場合において、機構は、機構債の債券を発行することができる。

2・8 (略)

第七十三条 第二十一条(第二十二条の七及び第三十四条において準用する場合を含む。)の規定に違反してその職務上知ることのできた秘密を漏らした者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

(新設)

(利益及び損失の処理)

第五十九条 (略)

2 (略)

3 機構は、予算をもって定める額に限り、第一項の規定による積立金を第三十五条第二号及び第三号に掲げる業務に要する費用に充てることができる。

4・5 (略)

(借入金及び原子力損害賠償支援機構債)

第六十条 機構は、主務大臣の認可を受けて、金融機関その他の者から資金の借入れ(借換えを含む。)をし、又は原子力損害賠償支援機構債(以下「機構債」という。)の発行(機構債の借換えのための発行を含む。)をすることができる。この場合において、機構は、機構債の債券を発行することができる。

2・8 (略)

第七十三条 第二十一条(第三十四条において準用する場合を含む。)の規定に違反してその職務上知ることのできた秘密を漏らした者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

改正案

別表第一（第二十四条関係）

名称	(略)	原子力損害賠償・廃炉等支援機構	(略)
根拠法	(略)	原子力損害賠償・廃炉等支援機構法（平成二十三年法律第九十四号）	(略)

現行

別表第一（第二十四条関係）

名称	(略)	原子力損害賠償支援機構	(略)
根拠法	(略)	原子力損害賠償支援機構法（平成二十三年法律第九十四号）	(略)

改正案

別表（第十二条関係）

名称	(略)	名称	(略)
根拠法	原子力損害賠償・廃炉等支援機構法（平成二十三年法律第九十四号）	根拠法	原子力損害賠償・廃炉等支援機構法（平成二十三年法律第九十四号）
(略)	(略)	(略)	(略)

現行

別表（第十二条関係）

名称	(略)	名称	(略)
根拠法	原子力損害賠償支援機構法（平成二十三年法律第九十四号）	根拠法	原子力損害賠償支援機構法（平成二十三年法律第九十四号）
(略)	(略)	(略)	(略)

○所得税法（昭和四十年法律第三十三号）【附則第四条関係】

改正案

別表第一 公共法人等の表（第四条、第十一条関係）

名称	(略)	原子力損害賠償・廃炉等 支援機構	(略)
根拠法	(略)	原子力損害賠償・廃炉等支援機構 法（平成二十三年法律第九十四号）	(略)

現行

別表第一 公共法人等の表（第四条、第十一条関係）

名称	(略)	原子力損害賠償支援機構	(略)
根拠法	(略)	原子力損害賠償支援機構法（平成 二十三年法律第九十四号）	(略)

改正案

別表第二 公益法人等の表（第二条、第三条、第三十七条、第六十六条関係）

名称	(略)	原子力損害賠償・廃炉等支援機構	(略)
根拠法	(略)	原子力損害賠償・廃炉等支援機構法（平成二十三年法律第九十四号）	(略)

現行

別表第二 公益法人等の表（第二条、第三条、第三十七条、第六十六条関係）

名称	(略)	原子力損害賠償支援機構	(略)
根拠法	(略)	原子力損害賠償支援機構法（平成二十三年法律第九十四号）	(略)

改正案

別表第三（第三条、第六十条関係）

一 次の表に掲げる法人

名称	原子力損害賠償・廃炉等支援機構	名称	原子力損害賠償・廃炉等支援機構
(略)	(略)	根拠法	原子力損害賠償・廃炉等支援機構法（平成二十三年法律第九十四号）
(略)	(略)	(略)	(略)

二 (略)

現行

別表第三（第三条、第六十条関係）

一 次の表に掲げる法人

名称	原子力損害賠償支援機構	名称	原子力損害賠償支援機構
(略)	(略)	根拠法	原子力損害賠償支援機構法（平成二十三年法律第九十四号）
(略)	(略)	(略)	(略)

二 (略)

○独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成十三年法律第四百十号）【附則第四条関係】

改正案

別表第一（第二条関係）

名称	(略)	原子力損害賠償・廃炉等支援機構	(略)
根拠法	(略)	原子力損害賠償・廃炉等支援機構法（平成二十三年法律第九十四号）	(略)

現行

別表第一（第二条関係）

名称	(略)	原子力損害賠償支援機構	(略)
根拠法	(略)	原子力損害賠償支援機構法（平成二十三年法律第九十四号）	(略)

○独立行政法人等の保有する個人情報情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十九号）【附則第四条関係】

改正案

別表（第二条関係）

名称	(略)	原子力損害賠償・廃炉等支援機構	(略)
根拠法	(略)	原子力損害賠償・廃炉等支援機構法（平成二十三年法律第九十四号）	(略)

現行

別表（第二条関係）

名称	(略)	原子力損害賠償支援機構	(略)
根拠法	(略)	原子力損害賠償支援機構法（平成二十三年法律第九十四号）	(略)

○公文書等の管理に関する法律（平成二十一年法律第六十六号）【附則第四条関係】

改正案

別表第一（第二条関係）

名称	(略)	原子力損害賠償・廃炉等支援機構	(略)
根拠法	(略)	原子力損害賠償・廃炉等支援機構法（平成二十三年法律第九十四号）	(略)

現行

別表第一（第二条関係）

名称	(略)	原子力損害賠償支援機構	(略)
根拠法	(略)	原子力損害賠償支援機構法（平成二十三年法律第九十四号）	(略)

改 正 案	現 行
<p>（法人の事業税の非課税所得等の範囲） 第七十二条の五 道府県は、次に掲げる法人の事業の所得又は収入金額で収益事業に係るもの以外のもので対しては、事業税を課することができない。</p> <p>一（四）（略）</p> <p>五 漁船保険組合、漁船保険中央会、漁業信用基金協会、信用保証協会、農業信用基金協会、漁業共済組合及び漁業共済組合連合会、農業共済組合及び農業共済組合連合会、都道府県農業会議、全国農業会議所、土地改良事業団体連合会、農業協同組合中央会、農業協同組合連合会（医療法第三十一条に規定する公的医療機関に該当する病院又は診療所を設置するもので政令で定めるものに限る。第七十二条の二十三第一項及び第七十二条の二十四の七第五項において「特定農業協同組合連合会」という。）、中小企業団体中央会、酒造組合及び酒造組合連合会、酒造組合中央会、酒販組合及び酒販組合連合会、酒販組合中央会、非出資組合である商工組合及び商工組合連合会、非出資組合である生活衛生同業組合及び生活衛生同業組合連合会、非出資組合である輸出組合及び輸入組合、国民健康保険組合及び国民健康保険団体連合会、全国健康保険協会、健康保険組合及び健康保険組合連合会、国家公務員共済組合及び国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合、全国市町村職員共済組合連合会、地方公務員共済組合連合会、地方公務員災害補償基金、消防団員等公務災害補償等共済基金、日本私立学校振興・共済事業団、厚生年金基金</p>	<p>（法人の事業税の非課税所得等の範囲） 第七十二条の五 道府県は、次に掲げる法人の事業の所得又は収入金額で収益事業に係るもの以外のもので対しては、事業税を課することができない。</p> <p>一（四）（略）</p> <p>五 漁船保険組合、漁船保険中央会、漁業信用基金協会、信用保証協会、農業信用基金協会、漁業共済組合及び漁業共済組合連合会、農業共済組合及び農業共済組合連合会、都道府県農業会議、全国農業会議所、土地改良事業団体連合会、農業協同組合中央会、農業協同組合連合会（医療法第三十一条に規定する公的医療機関に該当する病院又は診療所を設置するもので政令で定めるものに限る。第七十二条の二十三第一項及び第七十二条の二十四の七第五項において「特定農業協同組合連合会」という。）、中小企業団体中央会、酒造組合及び酒造組合連合会、酒造組合中央会、酒販組合及び酒販組合連合会、酒販組合中央会、非出資組合である商工組合及び商工組合連合会、非出資組合である生活衛生同業組合及び生活衛生同業組合連合会、非出資組合である輸出組合及び輸入組合、国民健康保険組合及び国民健康保険団体連合会、全国健康保険協会、健康保険組合及び健康保険組合連合会、国家公務員共済組合及び国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合、全国市町村職員共済組合連合会、地方公務員共済組合連合会、地方公務員災害補償基金、消防団員等公務災害補償等共済基金、日本私立学校振興・共済事業団、厚生年金基金</p>

金及び企業年金連合会、企業年金基金、石炭鉱業年金基金、国民年金基金及び国民年金基金連合会、預金保険機構、農水産業協同組合貯金保険機構、保険契約者保護機構、投資者保護基金、委託者保護基金、原子力損害賠償・廃炉等支援機構並びに勤労者財産形成基金

六〇十一 (略)

254 (略)

金及び企業年金連合会、企業年金基金、石炭鉱業年金基金、国民年金基金及び国民年金基金連合会、預金保険機構、農水産業協同組合貯金保険機構、保険契約者保護機構、投資者保護基金、委託者保護基金、原子力損害賠償支援機構並びに勤労者財産形成基金

六〇十一 (略)

254 (略)

改正案	現行
<p>(目的)</p> <p>第八十五条 (略)</p> <p>2 5 6 (略)</p> <p>7 この条において「原子力損害賠償支援対策」とは、原子力損害賠償・廃炉等支援機構法（平成二十三年法律第九十四号。以下この節において「機構法」という。）の規定により行う原子力損害の賠償の迅速かつ適切な実施を確保するための財政上の措置に関する措置であつて、次に掲げるものをいう。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 原子力損害賠償・廃炉等支援機構に対する出資</p> <p>(歳入及び歳出)</p> <p>第八十八条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 原子力損害賠償支援勘定における歳入及び歳出は、次のとおりとする。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 歳出</p> <p>イ 原子力損害賠償・廃炉等支援機構への出資金</p> <p>ト 原子力損害賠償支援勘定への繰入対象経費</p> <p>チ・リ (略)</p> <p>(一般会計から原子力損害賠償支援勘定への繰入対象経費)</p> <p>第九十一条の二 原子力損害賠償支援勘定における一般会計から</p>	<p>(目的)</p> <p>第八十五条 (略)</p> <p>2 5 6 (略)</p> <p>7 この条において「原子力損害賠償支援対策」とは、原子力損害賠償支援機構法（平成二十三年法律第九十四号。以下この節において「機構法」という。）の規定により行う原子力損害の賠償の迅速かつ適切な実施を確保するための財政上の措置に関する措置であつて、次に掲げるものをいう。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 原子力損害賠償支援機構に対する出資</p> <p>(歳入及び歳出)</p> <p>第八十八条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 原子力損害賠償支援勘定における歳入及び歳出は、次のとおりとする。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 歳出</p> <p>イ 原子力損害賠償支援勘定への繰入対象経費</p> <p>ト 原子力損害賠償支援勘定への繰入対象経費</p> <p>チ・リ (略)</p> <p>(一般会計から原子力損害賠償支援勘定への繰入対象経費)</p> <p>第九十一条の二 原子力損害賠償支援勘定における一般会計から</p>

の繰入対象経費は、同勘定における借入金、証券、一時借入金及び融通証券の利子に要する経費、証券及び融通証券の発行及び償還に関する諸費に要する経費、原子力損害賠償・廃炉等支援機構への出資に要する経費並びに事務取扱費に要する経費とする。

の繰入対象経費は、同勘定における借入金、証券、一時借入金及び融通証券の利子に要する経費、証券及び融通証券の発行及び償還に関する諸費に要する経費、原子力損害賠償支援機構への出資に要する経費並びに事務取扱費に要する経費とする。